

## 2 ベトナムの米事情について

谷 萩 眞 一

ベトナムについてですが、十分な資料、統計類を入手できませんので、概略的な報告になることをお断りいたします。

### ①ベトナムの農地面積及び農業従事人口 (Employed Population)

ベトナムの農家戸数については統計が入手できませんでした。表1によると、農地面積は約900万ヘクタールで、タイのほぼ半分ぐらいの農地面積となります。そのうち稲作に利用される農地が413万ヘクタールで、農地全体の稲作比率は43.8%です。タイの農地面積に占める稲作面積の割合が65%ぐらいですので、かなり低い比率となります。ベトナムには山岳地帯が多いことによるものと考えられます。就業人口は約2,200万で、タイとほぼ同じぐらいです。

稲作以外が農地面積の約6割を占めます。稲作以外の作物としてはメイズ、キャッサバ、サトウキビ、落花生、それから多年生作物ではコーヒー、カシューナッツなどが主要作物です。ベトナムのコーヒーは割と日本でも売れており、缶コーヒーは主としてベトナム産と聞いています。

ちなみにコーヒーの場合はカップテストという味のテストがありますが、それは私どものOMICがベトナムでやっています。

### ②ベトナムの米の生産・消費動向

次に、ベトナムの米の生産・消費動向(表2)です。生産量は約3,500万トンで、タイよりも面積の割には多くなっています。毎年、少しずつ増加してきましたが、最近はほぼ頭打ちとなっています。消費量は精米で1,600万トンです。籾換算にしますと、0.65で計算するか0.6で計算するかで相違しますが、2,500万トン～2,800万トンぐらいになります。籾と精米の換算率は多分0.6のほうが数字的に整合性をもっていると思いますので、約2,768万トンがより正確な数字となります。その3,500万トンのうちから2,800万トンぐらい引きますと、約750万トンぐらいが籾米での輸出余力となります。

### ③ベトナムの米の生産地域

ベトナムの生産地は、図1にありますように、大きくは2つに分けられます。1つはメコ

ンデルタ地域、これはホーチミン市とその周辺地域です。もう一つはハノイの近郊の紅河デルタ地帯です。表2の「ベトナム米の生産・消費動向」の注の3に、2007年の籾ベースの生産量を出していますが、紅河デルタ地帯が約18%、それに対してメコンデルタが52%を占めます。17度線でベトナムを南部と北部に分けると、中央海岸北部以南が南部に位置し、ベトナム全体の米生産量のなかで北部が35%、南部が65%となり、メコンデルタの生産量のほうが相当に多くなっています。

また、表3に示すように、ベトナムは3つの作季から成り、冬・春作と夏作および秋作です。反収をみると、最低が南部の秋作で10アール当たり346キロ、最高が南部の冬/春作の602キロです。それぞれを玄米換算しますと、294キロ、510キロです。タイの反収が籾で平均すると350キロほどですので、ベトナムのほうが面積は少ないのですが反収が大きいことによって、生産量はタイを上回ります。ただ、消費量も非常に大きいですから、タイの1,500万トンの輸出余力に対して、ベトナムは700万トンぐらいの輸出余力ということになります。

#### ④ベトナムの米の流通

次に流通についてですが、図2「メコンデルタ地域における米の流通」をご覧ください。現在、タイでは籾市場がありますけれども、ベトナムの場合はむしろタイの古いタイプの仲買人が集荷なり農家への融資を行うという流通システムが支配的です。仲買人が集荷した籾米を精米業者に持って行き、さらに精米業者と調整工場をもつ仲買人を通して輸出なり国内消費に回るというシステムです。

#### ⑤ベトナムの米の輸出動向

ベトナムの米の輸出動向ですが、国別についての輸出統計が入手できませんので、地域別になりますが、表4をご覧ください。アジア地域が約5割ほどで、このうちフィリピンがベトナムから毎年200万トンぐらい輸入しており、アジアというよりもフィリピンへの輸出が主体です。あと多いのはアフリカ向けで、アフリカはタンザニア、ケニア、セネガルなどの国が約2割を占めています。

ベトナムは、タイを意識的にも輸出で追い上げようという努力はしておりますが、まだタイの輸出量を上回る状況ではありません。

ベトナムが米輸出を増加させているのは、輸出価格がタイ米よりも安いからではないかと時々いわれますが、統計をとってみますと、2007年までは、表5、表6にありますように、

タイ米の価格とほとんど変わっていません。最近、タイ米の価格が急上昇していますので、ベトナムが少し有利になっています。しかし、それ以前にはタイ米とベトナム米に価格の開きがそれほどあったわけではなく、タイ米のほうが多少高い程度という感じです。

このため、全体としてはタイのほうが船舶の調達、積み込みにもなうコストが安いことが、タイの米輸出を比較優位にしている要因と考えられます。流通面のメリットとして、港まで搬送して船を横付けしたりする費用を考えると、結局タイ米のほうが安くなるという流通上の問題が影響していると思います。ただ、最近ベトナムはいろいろな投資をして港の改善とか、あるいは南北道とか道路網もかなり整備されてきており、そういう点ではベトナムの輸出余力というのはタイにとっては侮れない状況になりつつあると思います。

#### ⑥ベトナム政府の米政策(米輸出政策)

ベトナムの輸出政策の最大の特徴は、突然の禁輸措置に代表されます。輸入をしようと思っていた途端に、ある日突然禁輸というのが新聞紙上に出まして、そういう措置がこの何年の間にも行われています。

どうしてそういうことが起こるのかを現地で少し調べてもらった結果を、表7にまとめました。必ずしもデータなり文書で裏付けられたものではないのですが、恐らくこうであろうという内容です。

1つは、まず禁輸を決める過程でどういうことになっているかですが、政府としてはまず年間ベースの需給を判断します。年間総生産量が大体 4,000万トン、これは統計上よりちょっと多いんですが、仮に 4,000万トン(統計上は、3,500~3,700万トンぐらい)、年間国内消費量が 3,000万トン、これも実際より少し大きな数字ですが(統計上は 2,700万トンぐらい)、そういうのを仮定して、残りの1,000万トン(精米換算で約 500万トン)を年間の輸出余力として押さえておく。ただ、ベトナムの場合は、作季によって生産形態が多様ですから、在庫がなくなっても次の作季によっては在庫が増えますので、作季ベースから在庫量の判断を次に行うことになる。作季ベースの見通しを立てる大ざっぱなものとして冬・春作が約 1,700万トン、夏作+秋作で約 2,000万トンになっており、精米ベースにして、冬・春作の出回る時期で 200万トン、夏作+秋作で 300万トン、これで 500万トンになりますが、それぐらいを季別で輸出を認めていくことになっています。

そうした需給上を踏まえて輸出許可を与えていますが、それでもある日突然禁輸措置がなされます。それはどういう判断のもとに輸出をストップするのか、その判断なりコントロー

ルの仕方が問題となります。これについては、正確性を欠く部分があるかと思いますが、多分、次のような事情です。

ベトナムの米輸出には2つの輸出形態があり、G-Gベース、要するに政府間取引上の輸出形態がその1つです。もう一つは民間で輸出されるものです。G-Gベースの最も大きなものはフィリピン向け（NFAフィリピン食糧庁と政府間）ですが、その全てはVINAFOODという政府直轄の国営企業、あるいはVINAFOOD傘下の米輸出業者しかできず、そこで輸出割当を行って監督しています。

もう一つ民間のほうは、基本的に、表向きは一定の条件を満たせば自由にできる。一定の条件というのは、最低輸出価格を守ることで、最低輸出価格というのは、「農家に初売り渡し価格を保証する金額でなければならない」となっておりまして、その保証価格を保証措置として、契約書を出すときに、ベトナム食糧協会（Vietnam Food Association：VFA）に提出して、確認、認証をもらって輸出する。この輸出の許可証が取れないと輸出ができないというシステムになっています。

この売買制度と禁輸の関係でいうと、ある程度在庫が少なくなってくると、VFAが輸出業者の契約書に認証を与えないという形で規制をかける。それで実態は、認証を与えないということではなくて、認証を与えないよと噂が広まって、實際上、各輸出業者はその意向に沿うようにして、「天の声」の中でおさまっている。禁輸措置とは、こういうことではないかと言われています。

このような事実上の禁輸は、一つには国内の消費を確保することと、もう一つは農家の価格を保証して所得の安定化を図ること、この2つを目的としていると考えられます。

表1 ベトナムの農地面積及び農業従事人口(Employed Population)

年	(1)農地面積 (千ha)	(2)うち、稲作面積 (千ha)	(3) (2)/(1)(%)	(4)農業従事人口 (千人)	(5) (1)/(4)(ha)
2003	9,407	4,062	43.2	23,117	0.41
2004	9,532	4,022	42.2	23,026	0.41
2005	—	—	—	22,800	—
2006	9,412	4,152	44.1	22,439	0.42
2007	9,436	4,131	43.8	22,176	0.43

(資料)Statistical Year Book(Published by General Statistic Office)

(注) 1. 稲作以外の残り6割の作付状況は、1年生作物で、メイズ10%強、キャッサバ5%、サトウキビ3%、落花生3%、放牧地5%、大豆2%、多年生作物で、コーヒー5%、茶1%、ゴム5%、カシューナッツ4%、ココナッツ1%等となっている。

表2 ベトナムの米の生産・消費動向

年	生産量(千籾トン)	前年度比	消費量(千精米トン)	前年度比
2002	34,447		—	
2003	34,569	100.4	—	
2004	36,149	104.6	—	
2005	35,833	98.4	16,250	
2006	35,850	100.0	16,717	102.9
2007	35,868	100.3	16,861	100.9
平均	35,453		16,609	

(資料)生産量は、Statistical Year Book(Published by General Statistic Office)。消費量は、Ministry of Agriculture and Rural Developmentの資料による。

(注) 1. 生産量は、冬春作で1,700万t(45%)、夏作+秋作2,000万t(55%)と見込まれる。

2. 籾と精米の換算率は、0.6~0.65と言われている。この場合、碎米が0.2~0.25発生する。籾と玄米の換算率は、0.85~0.9と言われているが、実際は、タイと同様の0.75程度と見られる。

3. 地域別の生産量は、2007年で、紅河デルタ地帯6,298.1千t(籾ベース)、北東部2,517.3千t、北西部574.0千t、中央海岸北部1,911.8千t、中部高原858.4千t、南東部1,831.5千t、メコンデルタ地帯18,637.1千tとなっており、17度線で南部と北部を分けると、中央海岸北部以降が南部となり、北部、南部の比率は、34:66となる。

表3 ベトナム稲作の地域別作付時期、収穫時期及び反収

	冬/春作			夏作			秋作		
	作付時期	収穫時期	反収(100籾 Kg/ha)	作付時期	収穫時期	反収(100籾 Kg/ha)	作付時期	収穫時期	反収(100籾 Kg/ha)
北部	2~4月	6月	57.7	—	—	—	6~8月	10~1月	55.6
南部	12~1月	4~5月	60.2	4~6月	7~11月	45.9	8~10月	10~1月	34.6

(資料) Statistical Year Book(Published by General Statistic Office)

(注) 作付時期については、FCCからの聞き取りによる。

表4 ベトナムの米の輸出動向

単位：MT、%

年度	アジア	アメリカ	ヨーロッパ	アフリカ	オセアニア	中東	その他	合計
2003	—	—	—	—	—	—	—	3,813,274
2004	—	—	—	—	—	—	—	4,059,738
2005	872,626 (33.2)	194,069 (7.4)	29,319 (1.1)	819,671 (31.2)	849 (0.0)	120,653 (4.6)	587,947 (22.4)	2,625,133 (100.0)
2006	1,628,726 (35.3)	177,803 (3.9)	35,015 (0.8)	703,434 (15.2)	903 (0.0)	70,948 (1.5)	2,000,357 (43.3)	4,617,186 (100.0)
2007	3,143,900 (67.5)	341,727 (7.3)	39,739 (0.9)	682,053 (14.6)	7,056 (0.2)	30,858 (0.7)	414,196 (8.9)	4,659,529 (100.0)
3カ年 平均	1,881,751 (47.4)	237,866 (6.0)	34,691 (0.9)	735,053 (18.5)	2,936 (0.1)	74,153 (1.9)	1,000,833 (25.2)	3,967,284

(資料) Statistical Year Book (Published by General Statistic Office)、ベトナム食品協会、Ministry of Agriculture and Rural Developmentの資料から作成

(注) 1. ()内は、輸出合計に対する各地域の輸出割合(%)である。

2. アジアの輸出国は、シンガポール、マレーシア、フィリピン、インドネシアで、フィリピンが主流である。アフリカは、タンザニア、ケニア、セネガル等である。その他は、アジア諸国向けと考えられるが、輸出時点で、目的地不明で登録されている結果発生すると考えられる(中国との国境貿易(密輸を含む))。

3. 輸出形態は、精米で、うち5%碎米入りが主流である。過去に、籾、玄米、パーボイルドライスの出荷があったが、現在は殆どなくなっている。

4. 荷姿は、50KgPP袋が主体で、船積形態は、大型船によるバルクが主体であるが、近年では、比較的大量のコンテナ輸送形態も出現している。

表5 ベトナム米の輸出価格動向 (US\$/MT)

	5%碎米入り精米	15%碎米入り精米	25%碎米入り精米
2002年	—	—	—
2003年	—	—	—
2004年	—	—	—
2005年	255—274	244—266	240—258
2006年	274—288	266—278	258—273
2007年	294—321	286—311	281—302

資料：ベトナム食品協会(VFA)資料から作成

(注) 1. 価格は、その期の最低価格と最高価格の価格帯で表示しており、〇〇—〇〇と表示された左が最低、右が最高価格を表す。2. 09年7月の為替は、1\$=96円である。

表6 ベトナム米の国内価格動向 (VND/Kg)

	5%碎米入り精米	15%碎米入り精米	25%碎米入り精米
2002年	—	—	—
2003年	—	—	—
2004年	—	—	—
2005年	3,470—3,930	3,300—3,720	3,180—3,600
2006年	3,600—4,500	3,400—4,300	3,250—4,000
2007年	4,350—5,500	4,200—5,300	4,020—5,150

資料：ベトナム食品協会(VFA)資料から作成

(注) 1. 価格は小売価格で、の期の最低価格と最高価格の価格帯で表示しており、〇〇—〇〇と表示された左が最低、右が最高価格を表す。  
2. 09年7月の為替は、1VND=0.006円である。

#### 補論 ベトナム政府の米政策(米輸出政策)

1. 政府の米輸出政策は次のような考え方に基づき実施している。

(1)年間ベースからの判断

年間ベースでは、年間総生産量(籾ベース)：4,000万トン、年間国内消費量(籾ベース)：3,000

万トンと置き（この計算はあくまでも単純化したもので、年間生産量はもう少し少なく、消費量はもう少し多い）、この時に発生する余剰1,000万トン（精米換算500万トン強）を輸出に廻すとの考え。

## (2) 作季ベースからの判断

続いて、作季ベースで見通しを立てる。ベトナムの作季は、大雑把にみて、冬春作で1700万トン、夏作+秋作（北部の1期作含む）で2000万トンと考えられる。この比率を適用し、最近は、冬春作の出回る時期には精米ベース200万トン、夏作+秋作で300万トンの輸出を認めている。

## (3) 禁輸措置の判断

1-2ヶ月の期間で国内市場の米相場、小売市場、在庫状況、農家の売り相場などを調査し、国内需給が逼迫してくる、すなわち、次の期の収穫まで国内在庫が持たない状況になってくると輸出をストップするという手段に出る。

## 2. そのコントロールの仕方は、以下の通りであると言われている。

### (1) 政府間取引上の売買

ベトナムには、政府首相直轄のVINAFOODという国営企業があり、政府間取引（例；NFA（比）向け）についてはVINAFOODが独占的に契約当事者となり、傘下の企業または省の国営公社が民営化したような米輸出業者（必然的に政府の影響力が強い、または政府が株主）に対して輸出割当を行っている。また、VINAFOODのトップはベトナム食料協会（Vietnam Food Association：VFA）の会長も勤め、次に述べる民間取引にも関与している。

### (2) 民間売買

ベトナムにおいて表向き米輸出はある一定の条件を満たせば自由である。一定の条件とは、最低輸出価格を守るということである。この最低輸出価格は農家がある一定の価格で籾を売り渡せることを保証する金額でなければならないもので、このことにより農家の籾売り渡し価格がある程度のレベルに保っている。この条件を満たせば、輸出業者は、外国のトレーダーやバイヤーと契約できるが、この条件の保証措置として、輸出業者は、その契約書を前出のVFAに提出し、認証、確認してもらうことになっている。このとき一定の条件を満たしていないとダメとなる模様。確認のないまま輸出をしても、税関がVFAの確認が取れていないことを盾に輸出を許可しないという取り決めになっている。

### (3) 売買制度と禁輸の関係

先に述べたように、政府は諸事情を勘案した上で輸出計画を立てているが、輸出計画と短期的な市場状態との見合いで輸出を止めるべき、となったときに、VFAは輸出業者の契約書に認証を与えないという手段に出るとされる。実際のところは認証を与えないという状態になること無く、各輸出業者は事前に出されるVINAFOOD/VFAの意向に沿うように行動していると思われる。なお、このことに関し、書面等で実施されているかは制度自体が非公表のため、確認できていない。

### 3. この政策による国内効果

こうしたやり方は国内の米売買の安定にも一定の影響を持っている。先程述べたように、輸出に最低輸出価格という一定の条件を満たす必要があり、その最低輸出価格は農家がある一定の価格で籾を売り渡せることを保証する金額でなければならないとしていることから、このことにより、農家の籾売り渡し価格をある程度のレベルに保つ効果を持つものであると言える。

図1 ベトナムの米生産地域

図1 ベトナムの米生産地域

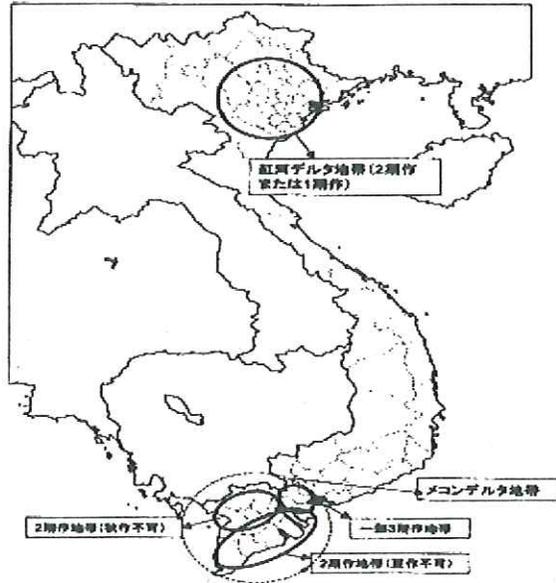


図2 米の作付時期など

